

インボイスの登録手続、いつまで？

インボイスの登録を行うかどうかは、任意のため、大家さんそれぞれの判断になります。消費税の課税取引があっても、課税売上高が1,000万円以下で、免税事業者になっている大家さんは、判断が必要になるため、P.143、P.229を参照してください。

大家さんの 対応	すでに課税事業者	➡ インボイスの登録をする
	免税事業者／課税売上上の取引先なし	➡ インボイスの登録、必要なし
	免税事業者／課税売上上の取引先あり	➡ 登録には、判断が必要

■登録スケジュール

令和5年10月1日の開始日に併せて登録を受けるには、申請期限があります。免税事業者の場合、登録日から課税事業者になります。

- ・すでに課税事業者の場合：令和5年3月31日までに登録申請
- ・免税事業者の場合：令和5年10月1日までに登録申請

■登録の注意点

登録後、免税事業者に戻るには、税務署へ「登録取消届出書」を提出します。提出期限が、年度末から30日前の前日までのため、これを過ぎると、登録取り消しは、翌々年からになります。翌年は、課税事業者が継続されることになります。

ただし、諸条件により、登録から2年間は、課税事業者の取りやめができない場合があります。詳しくは、税務署または税理士へご相談ください。

■登録手続き

登録申請には、「e-Taxによる電子申請」「インボイス登録センターへ郵送」「管轄の税務署へ提出」の3つの方法があります。必要書類や申請方法について詳しくは、国税庁のホームページを参照してください。

登録後、「国税庁 インボイス制度 適格請求書事業者公表サイト／<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>」へ、登録内容が公開されます。